

◎新潟県告示第716号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定した栄町急傾斜地崩壊危険区域（昭和47年12月22日新潟県告示第1812号）を廃止する。

令和元年12月6日

新潟県知事 花 角 英 世